

## 既存施設への条例の適用（案）

新規施設 規制区分	既存施設		
	条例施行時の適用関係 ○ 適用, △努力義務とする, ×適用しない		条例施行時に届け出た事項の変更の場合
<b>許可申請</b>			
許可制	×	ただし、届出制とする。	原則、届出制だが、下記で許可事項としているものは許可申請が必要
<b>許可基準</b>			
<b>墳墓</b>			
土葬禁止	○	ただし、施行前になされた土葬死体には遡及適用しない。	—
障壁等による目隠し設置義務	△		増設、増床等する部分については適用する。
<b>納骨堂</b>			
納める遺骨は焼骨のみ	○	ただし、施行前に収められた遺骨には遡及適用しない。	—
<b>火葬施設</b>			
構造基準	△		既存不適格扱い。許可制とし、新規施設の規制に適合する場合のみ変更可とする。
<b>火葬車両</b>			
構造基準	△		既存不適格扱い。許可制とし、新規施設の規制に適合する場合のみ変更可とする。
焼却を禁止すべき場合	○	火葬車両は火葬施設と異なり、移動が可能であることから適用する。	—
<b>葬儀場</b>			
祭事が見通せる場合の障壁等の目隠し設置義務	△		増設、増床等する部分については適用する。
立地規制	×		既存不適格扱い。立地規制範囲内での増設、増床等の施設規模の拡大は認めない。
<b>事業の設備基準</b>			
駐車場付置	○	元の規定が努力義務であるため適用可	—
<b>その他業務運営方法の規制</b>			
近隣住民説明・配慮	×		増設、増床等する部分については適用する。
施設設備基準遵守	○	ただし、適用のある規制に係るものに限る。	ただし、適用のある規則に係るものに限る。
依頼者感情に配慮した死体の取扱い	○		—
情報提供	○		—
利用者保護のため事業の安定的運営を確保するための措置	×		増設、増床する施設部分について適用する。
<b>許可の取消しその他の監督上必要な行政処分</b>			
本市職員への立入検査権の付与	○		—
市長の報告徴収権と事業者の報告義務	○		—
市長への施設設備の改善命令権、全部又は一部の使用禁止命令権の付与	○		—
違反者への対応	○		—